

埼労発基 0317 第 2 号
令和 2 年 3 月 17 日

建設工事発注機関の長 様

埼玉労働局長

建設業での死亡災害の撲滅に関する緊急要請について

日頃より労働行政への格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉県内の建設業での労働災害による死亡者数は、令和 2 年 2 月末時点で、既に 4 名となり、昨年の年間死亡者数 10 名の 4 割に達しました。埼玉第 13 次労働災害防止計画では、平成 29 年の死亡者数（13 名）を半減させるという目標を掲げており、今後、死亡災害を発生させてはなりません。

この 4 名の死亡災害の発生状況をみますと、①建設現場へ自動車で向かう途中、停車していたトラックに追突して死亡したもの、②外壁の塗装工事現場で、組立中の足場の建地材をつかんだところ、建地材が回転し墜落して死亡したもの、③外壁の塗装工事現場で、片手に単管を持って移動はしごを昇る途中、墜落して死亡したもの、④木造建築物解体工事現場で、解体用機械の旋回中の胴体に激突された反動で、機械の胴体とキャタピラの間に挟まれ死亡したもの、となっており、作業開始前にしっかりしたリスクアセスメントが行われていれば未然に防げたものがほとんどでありました。

このため、貴職におかれましても、建設業での死亡災害を撲滅するため、発注及び工事施工に当たり、建設業者に対し、実効あるリスクアセスメントの実施の徹底を指導援助いただきますようお願い申し上げます。

また、当局から建設業労働災害防止協会埼玉県支部に対し、傘下会員に対する「建設業での死亡災害撲滅に向けての安全衛生管理自主点検」（別添参照）の実施を要請することとしておりますので、建設業者が確実に当該自主点検を実施し問題点を自ら把握するとともに改善対策をとるよう指導援助いただきますよう併せてお願いいたします。

※自主点検表は埼玉労働局ホームページからダウンロードできます。

埼労発基 0317 第 3 号
令和 2 年 3 月 17 日

建設業労働災害防止協会埼玉県支部長 様

埼玉労働局長

建設業での死亡災害の撲滅に関する緊急要請について

日頃より労働行政への格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉県内の建設業での労働災害による死亡者数は、令和 2 年 2 月末時点で、既に 4 名となり、昨年の年間死亡者数 10 名の 4 割に達しました。埼玉第 13 次労働災害防止計画では、平成 29 年の死亡者数（13 名）を半減させるという目標を掲げており、今後、死亡災害の発生を減少させなければなりません。

この 4 名の死亡災害の発生状況をみますと、①建設現場へ自動車に向かう途中、停車していたトラックに追突して死亡したもの、②外壁の塗装工事現場で、組立中の足場の建地材をつかんだところ、建地材が回転し墜落して死亡したもの、③外壁の塗装工事現場で、片手に単管を持って移動はしごを昇る途中、墜落して死亡したもの、④木造建築物解体工事現場で、解体用機械の旋回中の胴体に激突された反動で、機械の胴体とキャタピラの間に挟まれ死亡したもの、となっており、作業開始前にしっかりしたリスクアセスメントが行われていれば未然に防げたものがほとんどでありました。

このため、貴会におかれましても、建設業での死亡災害を撲滅するため、傘下の会員に対し、実効あるリスクアセスメントの実施の徹底を指導援助いただきますようお願い申し上げます。

また、貴会におかれましても建設業での死亡災害の撲滅に向けて、傘下の会員に対し、リスクアセスメントの実施の徹底を図るため、別添の「建設業での死亡災害撲滅に向けての安全衛生管理自主点検表」を活用した自主点検の確実な実施を指導援助いただきますとともに、傘下会員が実施した自主点検結果表の回収と当局への送付についてご協力いただきますようお願いいたします。

※自主点検表は埼玉労働局ホームページからダウンロードできます。